

# 年金業務・社会保険庁監視等委員会関係法令

## ○ 総務省組織令（平成 12 年政令第 246 号）〈抄〉

### 附 則

（行政管理局の所掌事務の特例）

#### 第三条の二

行政管理局は、第五条各号に掲げる事務のほか、日本年金機構法（平成十九年法律第百九号）の施行の日までの間、年金業務・社会保険庁監視等委員会の庶務に関する事務（総務省設置法第四条第十号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

（行政評価局の所掌事務の特例）

#### 第三条の三

1 （略）

2 行政評価局は、第六条各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、日本年金機構法の施行の日までの間、年金業務・社会保険庁監視等委員会の庶務に関する事務（総務省設置法第四条第十八号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

（行政管理局企画調整課の所掌事務の特例）

#### 第十一条の二

行政管理局企画調整課は、第三十七条各号に掲げる事務のほか、日本年金機構法の施行の日までの間、年金業務・社会保険庁監視等委員会の庶務に関する事務（総務省設置法第四条第十号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

（行政評価局総務課の所掌事務の特例）

#### 第十一条の三

行政評価局総務課は、第四十一条各号に掲げる事務のほか、日本年金機構法の施行の日までの間、年金業務・社会保険庁監視等委員会の庶務に関する事務（総務省設置法第四条第十八号に掲げる事務に係るものに限る。）をつかさどる。

（年金業務・社会保険庁監視等委員会）

**第十七条** 日本年金機構法の施行の日までの間、本省に、年金業務・社会保険庁監視等委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 総務大臣の求めに応じ、総務省設置法第四条第十号及び第十八号に掲げる事務のうち厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第二十八条又は国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第十四条の規定による業務その他の社会保険庁の業務に係るものに関する重要事項を調査審議すること。

二 前号に規定する重要事項に関し、総務大臣に意見を述べること。

3 前項に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項については、年金業務・社会保険庁監視等委員会令（平成十九年政令第 213 号）の定めるところによる。

## ○ 年金業務・社会保険庁監視等委員会令（平成 19 年政令第 213 号）

### （組織）

**第一条** 年金業務・社会保険庁監視等委員会（以下「委員会」という。）は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。
- 3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

### （委員等の任命等）

**第二条** 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。

- 2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、総務大臣が任命する。
- 3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。
- 4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
- 5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。
- 6 委員、臨時委員及び専門委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

### （委員長）

**第三条** 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

### （部会）

**第四条** 委員会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから、委員長が指名する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 委員会は、その定めるところにより、部会の議決をもって委員会の議決とすることができる。

### （議事）

**第五条** 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 2 委員会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、部会の議事について準用する。

**(資料の提出等の要求)**

**第六条** 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

**(庶務)**

**第七条** 委員会の庶務は、総務省行政管理局企画調整課及び総務省行政評価局総務課において処理する。

**(雑則)**

**第八条** この政令に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

**附 則**

この政令は、公布の日から施行する。

## ＜参照条文＞

### ○ 総務省設置法（平成 11 年法律第 91 号）〈抄〉

#### （所掌事務）

**第四条** 総務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一から九まで （略）

十 行政機関の機構、定員及び運営に関する企画及び立案並びに調整に関すること。

十一から十七まで （略）

十八 各行政機関の業務の実施状況の評価（当該行政機関の政策についての評価を除く。）及び監視を行うこと。

#### （勧告及び調査等）

**第六条** 総務大臣は、総務省の所掌事務のうち、第四条第十号及び第十八号に掲げる事務について必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し勧告をすることができる。

2 総務大臣は、第四条第十八号の規定による評価又は監視（以下この条において「評価又は監視」という。）を行うため必要な範囲において、各行政機関の長に対し資料の提出及び説明を求め、又は各行政機関の業務について実地に調査することができる。

### ○ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）〈抄〉

#### （記録）

**第二十八条** 社会保険庁長官は、被保険者に関する原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失の年月日、標準報酬（標準報酬月額及び標準賞与額をいう。以下同じ。）その他厚生労働省令で定める事項を記録しなければならない。

### ○ 国民年金法（昭和 34 年法律第 141 号）〈抄〉

#### （国民年金原簿）

**第十四条** 社会保険庁長官は、国民年金原簿を備え、これに被保険者の氏名、資格の取得及び喪失、種別の変更、保険料の納付状況その他厚生労働省令で定める事項を記録するものとする